

調布市条例第 5 2 号

調布市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定による個人番号の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用)

第 3 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第 2 執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び執行機関が行う法別表第 2 事務の欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 執行機関の欄に掲げる執行機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場

合は、この限りでない。

3 執行機関は、法別表第2事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

番号	執行機関	事務
1	市長	調布市児童育成手当条例（昭和46年調布市条例第21号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年調布市条例第29号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成5年調布市条例第23号）による乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	調布市特殊疾病患者福祉手当条例（平成2年調布市条例第5号）による調布市特殊疾病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成等に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

番号	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，肢体不自由児通所医療費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給，障害福祉サービスの提供，保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	生活保護法による保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
			健康保険法（大正11年法律第70号），船員保険法（昭和14年法律第73号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），国家公務員共済組合法（昭和

			<p>33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
5	市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>調布市特殊疾病患者福祉手当条例による調布市特殊疾病患者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
6	市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
7	市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

		又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
8	市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
10	市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導，新生児の訪問指導，健康診査，妊娠の届出，母子健康手帳の交付，妊産婦の訪問指導，低体重児の届出，未熟児の訪問指導，養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
12	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
13	市長	介護保険法による保険給付	中国残留邦人等支援給付等関

		の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	係情報であって規則で定めるもの
1 4	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 5	市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 6	市長	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による難病等にり患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 7	市長	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 8	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
1 9	市長	調布市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 0	市長	調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2 1	市長	調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による乳幼児及び	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童手当法（昭和46年法律

		義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
22	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			児童手当関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
			障害者関係情報であって規則で定めるもの
			障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
23	市長	調布市特殊疾病患者福祉手当条例による調布市特殊疾病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
24	市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの